

市民委員会資料

2 所管事務の調査（視察）

(1) 田園調布学園大学みらいこども園について

資料 1 認定こども園について

資料 2 認定こども園パンフレット

資料 3 認定こども園法の改正について

「子ども・子育て関連 3 法について」（平成 24 年 9 月内閣府・文部科学省・厚生労働省）

施設案内 「田園調布大学みらいこども園」

「田園調布大学みらいこども園地域子育て支援センター とも」

市民・こども局こども本部

（平成 24 年 10 月 19 日）

認定こども園について

1 認定こども園制度について

平成18年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）が制定され、幼稚園と保育所のよいところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組みとして、就学前の教育・保育ニーズに対応するための「認定こども園」制度が始まりました。

2 認定こども園の類型

類 型	特 徴 〔本市の認定こども園〕
幼保連携型	・「認可幼稚園」と「認可保育所」が一体的な運営を行い、認定こども園としての機能を果たすタイプ【田園調布学園大学みらいこども園(中原区)】
幼稚園型	・「認可幼稚園」が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ〔健爽学園ゆりかご幼稚園（宮前区）〕
保育所型	・認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	・幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

3 田園調布学園大学みらいこども園について

公立幼稚園を順次休・廃園していく中、平成19年7月に教育委員会が策定した「川崎市における幼児教育の方向性及び市立幼稚園（研究実践園）のあり方に関する基本方針」において、研究実践園として残っていた新城幼稚園、生田幼稚園の2園を平成21年度をもって廃止することとしました。

これに伴い中原・高津区では大規模マンション開発により子育て世帯の転入が増え、幼稚園や保育所に対するニーズが高まっていたことから、新城幼稚園の後継施設として民設民営による「認定こども園」を平成22年度に開設することとしました。

平成20年度に公募の上、運営法人を学校法人調布学園に決定し、本市の認定こども園のモデル園として、平成22年4月に幼保連携型認定こども園「田園調布学園大学みらいこども園」を開設しました。

4 認定こども園法の改正について

改正認定こども園法を含む子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布されました。これにより、認定こども園制度が改善され、幼保連携型認定こども園については、幼稚園、保育所それぞれ別の法体系による認可・指導監督であったものを、改正認定こども園法に基づく単一の認可とし、指導監督の一本化も図られることになります。

また、財源措置についても、私学助成、保育所運営費に分かれていたものが「施設型給付」により一本化されることとなります。

国の行政窓口は？

認定こども園を含め、幼稚園・保育所等の連携推進に責任を持って対応する体制を作るため、文部科学省と厚生労働省とが連携して「幼保連携推進室」を設置し、認定こども園に関する事務を一体的に実施します。

都道府県や市町村の行政窓口は？

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、地方自治体の関係機関の連携協力が義務付けられています。

これに基づき、都道府県や市町村においては、次のような場面で一体的対応の推進を図るとともに、都道府県と市町村との連携の推進も必要です。

- 幼児期の教育・保育に関する保護者向け窓口
- 認定こども園の認定申請と、幼稚園・保育所の認可申請の受付窓口
- 補助金申請窓口

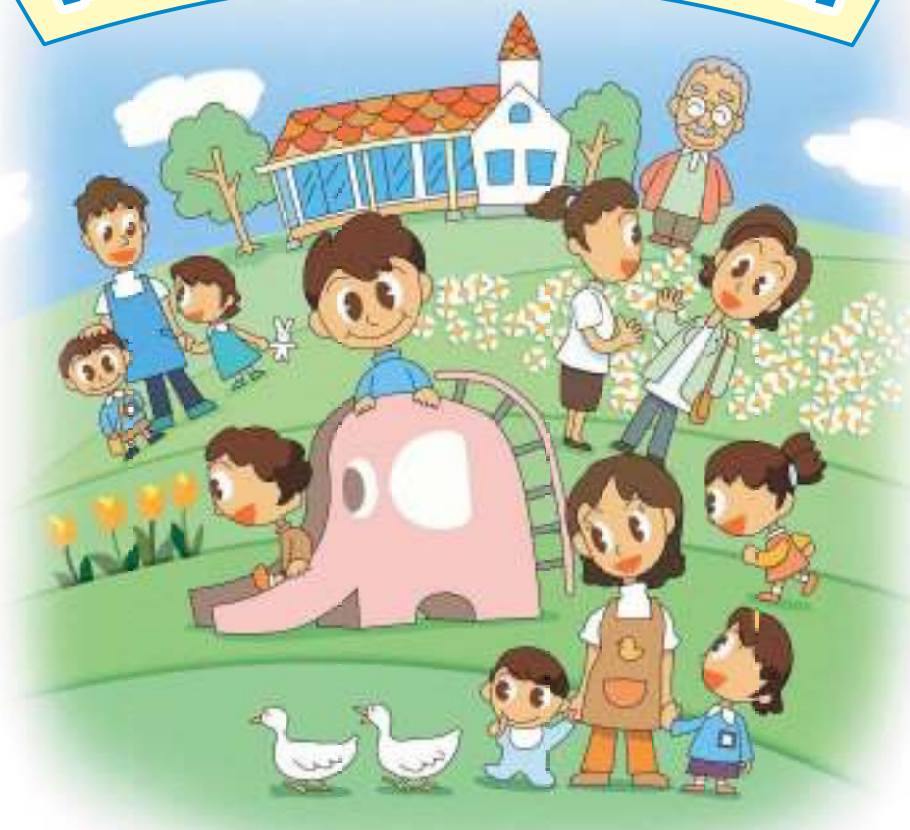


お問い合わせ・・・

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室 TEL:03-3595-2226／03-6734-3136

就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢

認定こども園



認定こども園は・・・

- 保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能。
- 集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、すこやかな育ちを支援。
- 待機児童を解消するため、既存の幼稚園などを活用。
- 充実した地域子育て支援事業で、子育て家庭を支援。



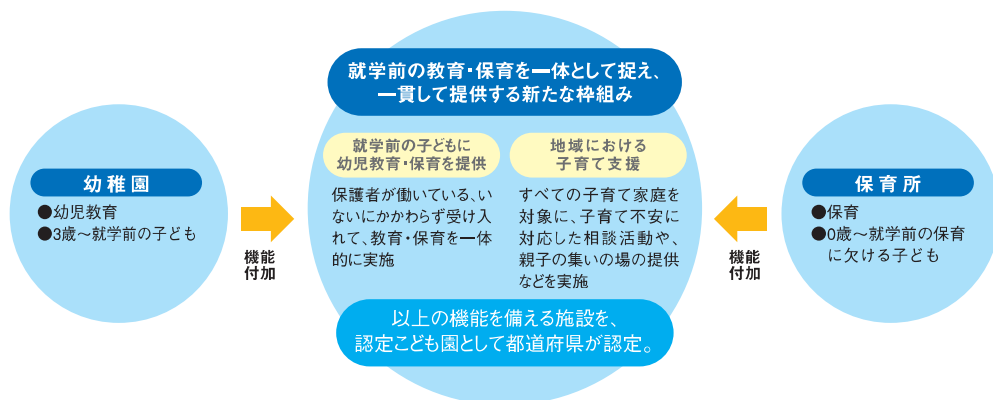
幼稚園と保育所については、近年、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、少子化が進む中、幼稚園と保育所が地域に別々に設置されていると子どもの成長に必要な規模の集団が確保されにくいこと、子育てについて不安や負担を感じている保護者の方への支援が不足していることなどの課題が指摘されており、制度の枠組みを越えた柔軟な対応が求められています。

このような環境の変化を受け、幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組みを創ろうという観点から、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定されました。この法律に基づき、就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢である「認定こども園」が、平成18年10月からスタートすることになりました。

認定こども園とは？

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができます。

- 1 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能**
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- 2 地域における子育て支援を行う機能**
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められることになります。なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはありません。

- | 幼保連携型 | 幼稚園型 | 保育所型 | 地方裁量型 |
|--|--|--|---|
| 認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ | 認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ | 認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ | 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ |

認定こども園の認定基準は？

認定こども園の具体的な認定基準は、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める「国の指針」を参酌して、各都道府県が条例で定めます。「国の指針」においては、認定こども園に求められる質を確保する観点から、以下のような事項を定めることを予定しています。

職員配置

- 0～2歳児については、保育所と同様の体制
- 3～5歳児については、学級担任を配置し、長時間利用児には個別対応が可能な体制

職員資格

- 0～2歳児については、保育士資格保有者
- 3～5歳児については、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が望ましいが、学級担任には幼稚園教諭免許の保有者、長時間利用児への対応については保育士資格の保有者を原則としつつ、片方の資格しか有しない者を排除しないよう配慮

教育・保育の内容

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針の目標が達成されるよう、教育・保育を提供
- 施設の利用開始年齢の違いや、利用時間の長短の違いなどの事情に配慮
- 認定こども園としての一体的運用の観点から、教育・保育の全体的な計画を編成
- 小学校教育への円滑な接続に配慮

子育て支援

- 保護者が利用したいと思ったときに利用可能な体制を確保(親子の集う場を週3日以上開設するなど)
- さまざまな地域の人材や社会資源を活用。



幼保連携型の特例について

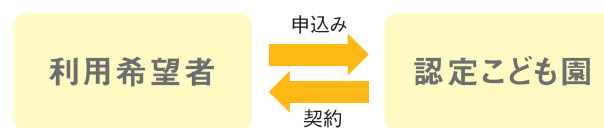
これまで、幼稚園の運営費及び施設整備費の助成については原則学校法人に、保育所の施設整備費の助成については原則社会福祉法人等に限られていましたが、幼保連携型の認定こども園については、設置者が学校法人、社会福祉法人のいずれであっても、運営費及び施設整備費の助成が可能になります。

幼保連携型の財政上の特例(私立施設)

		現 行	新 制 度
幼稚園	(施設整備費) 私立幼稚園施設整備費補助金	学校法人のみの助成	→ 社会福祉法人にも助成
	(運営費) 私学助成	学校法人のみの助成	→ 社会福祉法人にも助成
保育所	(施設整備費) 次世代育成支援対策施設整備費交付金	社会福祉法人、日赤等に助成(学校法人は対象外)	→ 学校法人にも助成
	(運営費) 保育所運営費負担金	設置主体にかかわらず助成	→ 同左 さらに、助成対象を拡大(定員10人でも保育所認可)

認定こども園の利用手続きについて

認定こども園の認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となります。



※幼保連携型、保育所型については、市町村が保育に欠ける子どもの認定を行う。



認定こども園法の改正について

○ 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設
(新たな「幼保連携型認定こども園」)

- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）

○ 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
→ 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

幼保連携型
(486件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園型
(273件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

保育所型
(122件)

※設置主体制限なし

地方裁量型
(30件)

※設置主体制限なし

(認定こども園の合計件数は911件(平成24年4月時点))

《現行制度》

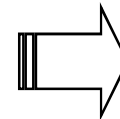
幼稚園
(学校) **保育所**
(児童福祉施設)

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

幼稚園
(学校) **保育所機能**

幼稚園機能 **保育所**
(児童福祉施設)

**幼稚園機能
+
保育所機能**



《改正後》

幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

○施設体系は、現行どおり

○財政措置は「施設型給付」で一本化

田園調布学園大学 みらいこども園 TEL: 044-751-1211 FAX: 044-751-1711
 地域子育て支援センター「とも」 TEL: 044-751-9000 FAX: 044-751-9055

所在地: 〒211-0042 神奈川県川崎市中原区下新城1-15-3

JR 南武線 武蔵新城駅下車 徒歩8分
 武蔵中原駅下車 徒歩12分



<学校法人調布学園>

★法人本部

所在地: 〒158-8512 東京都世田谷区東玉川2-21-8
 TEL: 03-3727-6121

★田園調布学園大学(男女共学)

人間福祉学部・子ども未来学部
 所在地: 〒215-8542 神奈川県川崎市麻生区東百合丘3-4-1
 TEL: 044-966-9211

★田園調布学園中等部・高等部(全日制普通科 女子)

所在地: 〒158-8512 東京都世田谷区東玉川2-21-8
 TEL: 03-3727-6121

★調布幼稚園

所在地: 〒158-0084 東京都世田谷区東玉川1-1-21
 TEL: 03-3720-6720

田園調布学園大学

みらいこども園



田園調布学園大学 新城みらい幼稚園

田園調布学園大学 新城みらい保育園

地域子育て支援センター『とも』

みらいこども園のプラン

保育の充実

- ・子どもが安心して過ごせる、保護者が安心して預けられる園として、環境及び衛生管理、安全管理の充実を図る。
- ・就学前教育の重要性を踏まえ、0歳から6歳までの発達と成長の連続性を重視した保育を行う。
- ・保育園、幼稚園の区別なく同じ環境、同じ経験で育っていくことを基本とする。
- ・異年齢児の交流をはじめ様々な人とのかかわりを重視し、社会性を育成する。
- ・発達の過程を踏まえ、子どもが自らかがもてようとする環境を工夫し、遊びを通して様々な実体験ができるようにする。
- ・食育推進教育を充実させる。
- ・種々な専門性に集った質の高い保育を目指し、保育者の資質向上を図る。
- ・家庭と連携を図り、信頼関係のもと、共に子育ての喜びが感じられるようにする。

川崎市との連携

川崎市のモデル園としての
認定こども園のあり方、
運営の仕方など、成果や課題を
発信するとともに、必要に応じて
以下の機関等と連携を図る。

- ・川崎市市民こども局
- こども本部
- ・各区役所(保健福祉センター、こども支援室)
- ・川崎市総合教育センター分室
- ・児童相談所
- ・地域療育センター、等

田園調布学園大学との連携

大学の教育と直結するメリットを生かして
連携を図る。

- ・学生の実習、研修、見学、ボランティア活動などの場の提供
- ・大学教員の保育参加や協議、教育内容、子育て支援などについての共同研究
- ・子ども、保護者、保育者などに対して、運動、芸術、表現、情報など大学教員の専門性を活用した活動
- ・大学の行事に参加



田園調布学園大学 みらいこども園

みらいこども園は
子どもも大人も一人一人が尊重され
生きる喜びがもてるところです

保育・教育目標

1. 大人の愛情に包まれて安心して育つ子ども
2. 心も体も強まらせてすこやかに育つ子ども
3. 人とのかかわる楽しさを感じながら育つ子ども

地域子育て支援センター「とも」

- 親子の触れ合いスペースと遊びの提供
- 保護者の育児力の向上
- ・父親の育児参加
- ・子育て相談
- ・育児講座開催
- ・子育て情報の提供
- 子育ての仲間づくり
- ・子育てサークル支援

地域、関連諸機関との連携

地域に開かれた園づくりを目指して
連携を図る。

- ・町内会との交流(行事参加、園行事への招待など)
- ・老人いこいの家、こども文化センター、子育てサロンなどとの交流
- ・民生児童委員、主任児童委員との連携

近隣の 幼・保・小・中・高等学校との連携

教育の連続性を重視した連携を図る。

- ・就学前の授業参観、行事を通しての交流活動
- ・職場体験、インターンシップなどで学びの場を提供
- ・教職員の研修や交流活動

1. みらいこども園の理念・・・私たちの描くみらいこども園の姿です

**みらいこども園は、
子どもも大人も一人一人が尊重され、生きる喜びがもてるところです。**

2. みらいこども園が願う子どもの姿・・・私たちが大切にしたいこと

1 大人の愛情に包まれて安心して育つ子ども

私たちは、子どもたちが大人の愛情に包まれ、安心してみらいこども園での毎日を過ごして欲しいと願っています。愛情に包まれて安心して過ごすことで、子どもたちは素直にありのままの自分を表現し、その子らしい個性を発揮していきます。乳幼児期に大人の愛情をしっかり感じながら育つことが、将来の人格形成に大きな影響を与えると考えます。

みらいこども園では、職員と保護者、地域の皆様で子どもたち一人一人をしっかり受け止め、たくさんの愛情を注いで育てていきます。

2 心も体も弾ませてすこやかに育つ子ども

私たちは、子どもたちが生きる力をつけ、生涯にわたり豊かな人生が送れるようにと願っています。生きる力をつけるために、一番大切なこと、それは、自分の好きなことを見つけて夢中になって遊ぶことです。豊かな心、思いやり、意欲、好奇心、忍耐、社会性など、人生に必要なことは遊びを通して身につけていきます。

みらいこども園では、発達や興味・関心に基づいた環境を整え、専門性を身につけた保育者が、きめ細な援助、指導を行い、心と体を思う存分に使って遊びを楽しく充実させていきます。

3 人とかがわる楽しさを感じながら育つ子ども

私たちは、子どもたちに、人への信頼感や思いやりの心をもち、互いに尊重しながら人と共に生きることの楽しさや大切さを感じて欲しいと願っています。いろいろな人とかがわり、楽しさや喜び、時にはつらさや悔しさなど様々な体験をすることが乳幼児期にはとても大切な学習となります。

みらいこども園では、同じ年の友達、年齢の異なった友達との遊びの充実、そして、保育者、保護者、地域の方々などと触れ合う機会を設け、子どもたちにとって、多くの人との出会いが学びの場となるようにしていきます。

みらいこども園は

理念：子どもも大人も一人一人が尊重され、生きる喜びがもてることです。

使命：私たちは、乳幼児期の子どもたちが、豊かな心を育み、すこやかに成長することを願い、ここ川崎市・新城の地で、最高の保育・教育を行います。

保育・教育目標

- 1 大人の愛情に包まれて安心して育つ子ども
- 2 心も体も弾ませてすこやかに育つ子ども
- 3 人とかがわる楽しさを感じながら育つ子ども

保育・教育計画

保育所保育指針
幼稚園教育要領

保育・教育課程

- ・みらいこども園の目標を達成するための重点
- ・保育・教育課程構成の重点(各年齢ごとの重点)
- ・環境構成、他の重点

生活時間ごとの計画

年間指導計画

- 長期計画
- 短期計画
- 施設計画
- 健康計画

子育て支援計画 (地域子育て支援センター「とも」)

- 年間計画
 - 遊び場の環境づくり
 - 子育て講座
 - 栄養講座
 - 健康講座
 - 誕生会
 - イベント(在園児と合同企画を含む)
 - スポットタイム

※随時

- 子育て相談
- 子育てサークル支援
- 子育て情報提供

保育・教育目標の具現化のために

○ 子どもたちが大人の愛情に包まれ、支えられ、ありのままに自分を表現できるように、一人一人に愛情を注ぎ子どもとの信頼関係を築くとともに、保護者、地域とも力を合わせて、安心して過ごせる環境をつくる。

○ 心と体を思う存分に使って、自ら遊び中で豊かな心、思いやり、意欲、好奇心、忍耐、社会性などが学べるよう、発達、興味関心にふさわしい環境づくりと援助を行う。

○ 同じ年の友達、年齢の異なった友達、保育者、保護者、地域の方々等、多くの人とかがわりを大切に。その中で、楽しさやあもしろさ、時にはつらさや悔しさなども感じながら、人とかがわる力や規範意識の芽生えを培う。

○ 家庭との連携を十分に図り信頼関係を築きながら、保護者が自己実現をはかり、子どもの成長を共に喜びあひ子育ての楽しさが感じられるようにしていく。

○ 地域子育て支援センターをつづきの場として、地域に開かれ、地域に根ざしたこども園づくりを目指す。

○ 確かな専門性に裏付けされた質の高い保育の実現に向けて、保育者の研修等を充実させる。

みらいこども園の一日

※このプログラムはあくまでも目安です。

0歳	1歳	2歳	時間	3歳	4歳	5歳
おひさまのしがん 一人一人のペースで生活リズムを整えていく時間			7:00	おひさまのしがん 生活リズムを整えながら、今日の生活に期待をもつ時間		
おやつ			9:00	登 園		
いちごのしがん 保育士や環境と かかわりながら、 一人一人のペー スで安心して遊 びたり遊んだり する時間	みぎんのしがん クラスを基本として 安心して過ごす時間 ・自分のやりたいことを見つけて 保育士と一緒に楽しむ遊び ・みんなで楽しむ遊び、など	ぶどうのしがん	10:30	ほしのしがん	そらのしがん	にじのしがん
離乳食			11:00			
	給 食		12:00	給 食		
午 睡 (一人一人のペースに合わせ)		給 食			給 食	
	午 睡	午 睡	13:30	帰りの会		
おやつ または授乳		おやつ	14:00	午 睡		帰りの会
			15:00		午 睡または休息	
いちごのしがん	みぎんのしがん	ぶどうのしがん		おやつ		
だいちのしがん 保育士や環境と かかわりながら、 一人一人のペー スで安心して遊 びたり遊んだり する時間				だいちのしがん ・異年齢児とかわって遊ぶ ・戸外で自然物とかわる ・戸外で体を動かして遊ぶ、など		
〈補食・軽食〉 つきのしがん お迎えを待ちながら、ゆっくりと落ち着いて過ごす時間			18:00	〈補食・軽食〉 つきのしがん お迎えを待ちながら、ゆっくりと落ち着いて過ごす時間		
			20:00			

※幼児保育めて、午睡をしないや降園する場合は、スマイルコース、午睡をして降園する場合は、ドリームコースと呼びます。

みらいこども園 施設概略

床面積・・・・・・1555.57㎡

園庭の面積・・・・843.32㎡

敷地面積・・・・1993.84㎡



〈ご利用案内〉

- 利用時間 9:30～18:00
- ※休館日:土・日・祝日・年末年始・11月1日・3月31日
- 対象 0歳から小学校就学前までのお子さんとその保護者
- 無料でご利用できます。
- 初めての方はスタッフに声をかけてください。
- 毎回、利用者名簿に記入し、名札をつけてください。

☆おねがい☆

- ・親子で手を洗ってから遊びましょう。
- ・ゴミや使用済み紙おむつは持ち帰りましょう。
- ・お茶を持参し、親子で水分補給しましょう。
- ・お子さんの行動には保護者の方が責任を持ちましょう。
- ・事故や怪我のないように心がけましょう。

※ご利用する方みなさんで、子どもを見守り、子ども同士で共に育ち合えるように仲良く楽しくすごしましょう。

案内図



田園調布学園大学 みらいこども園内 地域子育て支援センター「とも」

〒211-0042 川崎市中原区下新城1-15-3 TEL: 044-751-9000 FAX: 044-751-9055

田園調布学園大学 みらいこども園 地域子育て支援センター



とも

「とも」は

○親子が安心して過ごせる場所

○人と人が出会う場所

○子育ての楽しさを感じ、自分を輝かせて生きる場所

「とも」命名の由来
これらの意味を込めて「とも」と名づけました。

共

母親だけが育児の責任を持つのではなく、母親・父親・祖父母・地域の人々がともに大切な子どもを育て合う、ともに育ち合う「共」

友

支援センターでの出会いで子どもも大人も友達の輪が広がる「友」

朋

“子育て”でつながった仲間同士が集まるところの「朋」



田園調布学園大学
みらいこども園





「とも」の目的

子育ては、親だけが担うことではありません。子どもを育てることは、未来の日本を支える人材を育てることでもあります。

祖父母や地域の人々、みんなが子育ての主役です。みんなで育てあい！育ちあう！親も子も生きる力を身につけ、子どもの成長を喜び合いましょう。子育てのネットワーク作り、地域全体の子育てパートナーとしての子育て力を高めることを目指します。



1

ふれあいの場・・・ みんなが気軽に集い、自由に楽しく遇せる、互いに元気をもらえる場。

★親子で楽しく過ごす場

- ・自由に遊ぶ時間
- ・お楽しみタイム（手遊び、リズム遊び、絵本読み聞かせ、手作りおもちゃの製作、など 定例開催）
- ・在園児との交流（運動会、夏祭りなどの行事、人形劇、移動動物園、コンサートなどのイベント）
- ・大学との交流（教員、学生）

★成長の喜びを分かち合う場

- ・誕生会
- ・身体測定

2

学びあいの場・・・ 子育てに役立つ様々な知識やヒントが得られる場。

★育児講座

- ・大学教員による講座（わらべうた、リズム遊びなど）
- ・栄養士による講座（離乳食、アレルギーなど）
- ・看護師による講座（歯磨き、感染症対策など）
- ・保健師、助産師による講座
- ・保育士による年齢別講座
- ・パパママ教室（これから出産予定の保護者の方、新生児の保護者となった方を対象）

★自主学習会（保護者が継続して一つのテーマで学びあう）

とも
4つの“あい”

3

支えあいの場・・・ 子育てに悩んだり、行き詰ったりした時、相談できる場。

★育児相談

- ・日常的な相談、電話相談、面接相談
- ・専門家による発達相談、栄養相談、健康相談
- ・グループ懇談会（育児等について悩みをもつ保護者同士の懇談会）

★関係諸機関との連携（各区こども支援室、保健福祉センター、総合教育センター、民生児童委員、療育センター、児童相談所など）

4

分かちあいの場・・・ 子育てに役立つ情報の発信、受信を行い、互いの力を生かしあう場。

★ネットワークと人材活用

- ・ママサークル、親父サークル支援（「とも」で生まれたサークルへのサポート）
- ・講習会・地域子育てグループへの施設貸し出し
- ・達人講座（保護者、地域の方々の趣味、知識、技能を生かした講座）

★メディア活用

- ・情報誌発行
- ・情報の提供（「子ネット通信」、「子育てガイド」、「あったかつうしん」、などに掲載）
- ・情報の交流（リサイクルなど）
- ・ホームページ